

策定年月日	平成18年8月31日
変更年月日	平成22年6月1日
変更年月日	平成24年3月30日
変更年月日	平成26年9月30日
変更年月日	平成28年12月28日

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想



まっすぐかのや

平成28年12月

鹿児島県鹿屋市



目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1～4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5～12
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	13～16
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	17
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	19～29
第6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	30～32
第7	その他	32

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 鹿屋市における農業の位置付けと農業構造

(1) 位置づけ

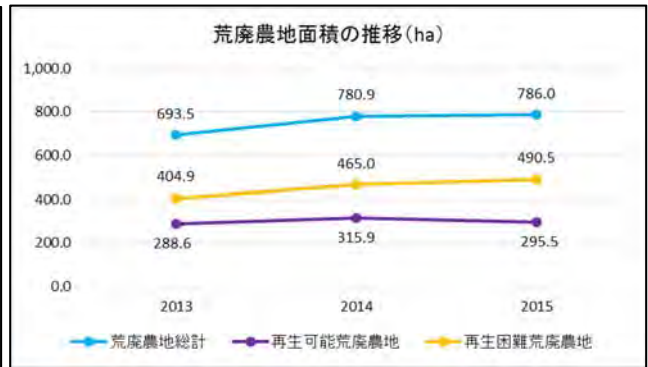
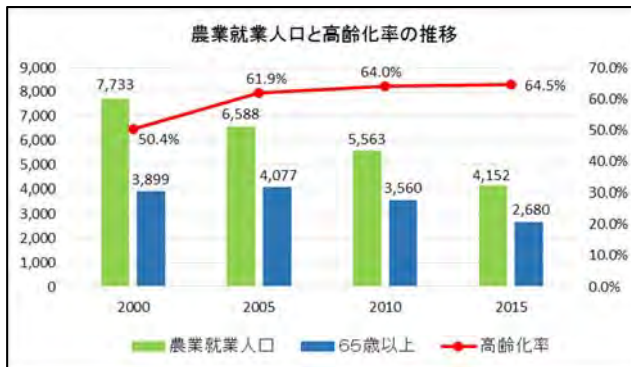
本市における農業は、地域経済を支える基幹産業であり、広大な農地と比較的温暖な気候のもと、畜産や野菜、いも類、米、茶、花きなど多種・多様な営農が展開しており、中でも、豚や肉用牛をはじめとする畜産は、本市の農業産出額の約8割を占めている（大隅地域の農業【平成27年度】）。

(2) 農業構造

本市の農業構造は、農業従事者の高齢化が進み、農家戸数、農業就業人口、認定農業者数いずれも減少傾向にあり、農業就業人口（販売農家）に占める65歳以上の割合は6割を超える状況となっている（農林業センサス2015）。

一方、本市独自の事業である「鹿屋市新規就農者支援事業」をはじめとする各種支援事業の推進により、新規就農者は毎年度20人前後で推移している。

また、担い手の高齢化や減少等に伴い、耕作放棄地は増加傾向にある。



2 鹿屋市農業の展開方向

(1) 農業・農村の課題等

本市農業においては、畜産部門は全国トップクラスの産出額を誇っているものの、担い手の高齢化や後継者・労働力不足に加えて、農地の集積・集約の遅れや家畜疾病被害の懸念、飼料価格の高騰をはじめとする生産・流通コストの増大など多くの課題を抱えている。

また、農村地域においても、特に中山間地域を中心に高齢化や人口減少により集落営農や地域活動の担い手が不足しており、本来、農村が有している自然環境の保全や地域の伝統・文化の継承等の多面的機能の維持・確保が課題となっている。

一方、本市においては、東九州自動車道の開通や肝属中部地区畑地かんがいの整備、鹿児島県大隅加工技術研究センターの設置など、農業・農村振興を図っていくうえで追い風となる基盤整備が進んでいる。

(2) 「かのや農業・農村戦略ビジョン」の策定

本市は、上記(1)の課題等を踏まえ、平成27年2月に、国内外の厳しい環境変化と闘える足腰の強い農業経営の確立による地域雇用と所得の増大と、農村社会の活性化による農業・農村の持つ多面的機能の発揮を目的として、概ね10年後の本市農業・農村のあるべき姿とその実現に向けた方策を明らかにした「かのや農業・農村戦略ビジョン」を策定した。

現在、このビジョンに基づき、各種施策を展開しており、引き続き、国・県等の各種制度・施策を活用しながら、また、関係機関・団体と連携しながら、本市農業・農村の振興を図っていく。

(3) 地区ごとの展開方向

①鹿屋地区

鹿屋地区においては、畜産やさつまいも、茶、露地野菜を中心とした土地利用型農業が盛んであり、肝属川等の河川沿いでは水稻を中心とした水田農業が展開している。近年は、より収益性の高い青果用やさつまいもやブロッコリー、ごぼう等の生産が行われている。

今後、担い手の確保・育成や認定農業者等の経営安定・規模拡大に資する各種取組を推進しながら、更なる畜産振興を図るとともに、笠野原地区畑地かんがい施設及び肝属中部地区畑地かんがい施設を活用した収益性の高い農作物や輪作体系の導入等により耕種農業の振興を図っていく。

②輝北地区

輝北地区においては、肉用牛の生産や、スターポークの銘柄が確立している養豚等の畜産が盛んであり、耕種農業ではさといもやごぼう、だいこん、茶、「かごしまブランド」に指定されている「スプレー菊」等の栽培が盛んである。

今後、曾於南部地区土地改良事業の活用による新規作物の導入や水田のほ場整備など生産基盤の整備を行い、露地野菜や施設ギク、茶の生産拡大を図るとともに、土地利用型農業や施設集約型農業を目指す経営体等への各種支援や農地の流動化を図りつつ、地域農業の発展を目指す。

③串良地区

串良地区においては、露地野菜やでん粉用やさつまいも、水稻を中心とする土地利用型農業のほか、施設野菜や花きの栽培が盛んである。また、肉用牛生産や養豚を中心とした畜産も盛んであり、基幹作物として大きなウエイトを占めている。

今後、「かごしまブランド」に指定されているピーマン及びきゅうりのほか、露地野菜や花き、畜産の更なる生産振興を図る。

④吾平地区

吾平地区においては、水稻と肉用牛生産を中心とした複合経営、水稻とさつまいも等の畑作物を主体とする複合経営が展開されている。また、「かごしまブランド」に指定されているピーマン栽培と、アグリタウン構想で整備された団地でのなす栽培が盛んである。

今後、肝属中部地区畑地かんがい施設の完成に伴い、水の有効活用による土地利用型農業における新規作物として、新ごぼうの生産振興を図るとともにさつまいも作付との輪作体系の確立を図る。

3 鹿屋市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的方向

本市における効率的かつ安定的な農業経営の育成方向及び目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする「認定農業者」及び将来、認定農業者になることが見込まれる「認定新規就農者」、将来、法人化して認定農業者になることも見込まれる「集落営農」等に対する経営管理の合理化、農用地の利用集積、その

他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずる。

(注)

認定農業者：

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者

認定新規就農者：

農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

集落営農：

平成26年9月24日付け26経営第1650号農林水産省経営局長通知「担い手及び農地利用の実態に関する調査の実施について」に規定する「集落営農経営」に同じ。集落営農経営は、集落営農組織（経営所得安定対策等実施要綱のIVの第1に規定する集落営農）及び特定農業団体（農業経営基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体）

4 具体的施策の方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成方向及び目標

農業経営の育成については、鹿児島県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（平成28年3月策定）」に定められている、

- 地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たりで年2,000時間程度）の水準」の達成
- 地域の他産業従事者と比較して遜色のない年間農業所得（主たる農業従事者1人当たりで年420万円程度）の確保

ができるような効率的かつ安定的な経営の確立を目指す。

このため、新規就農者や認定新規就農者、農業への参入を希望する企業、人・農地プランの中心経営体など、意欲をもって農業経営を営み又は営もうとする者（個人又は法人）に対して、認定農業者制度を活用した経営改善を促進するとともに、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請等による女性や後継者の経営参画を促進する。

特に、有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては、制度の活用継続への意識啓発や、新たな農業経営改善計画の作成促進等を行い、認定農業者数の維持拡大に努める。

なお、農業経営改善計画の達成及びこれによる効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けては、国や県等の各種支援策を活用しながら、

- 農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業等による農地の集積・集約化、ほ場の大区画化
- 機械化や新たな技術導入による生産性向上・労力軽減
- 畑地かんがい等の基盤整備の推進
- 高収益な農作物の導入や新たな輪作体系の確立

などの各種施策を推進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向及び目標

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成については、鹿児島県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（平成28年3月策定）」に定められている、

- 地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たりで年2,000時間程度）の水準」の達成
- 農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる農業従事者1人当たりで年420万円程度の4割程度、すなわち農業従事者1人当たり168万円程度）の確保

ができるよう、青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）を活用した経営改

善を促進する。

また、国が掲げる青年新規就農者（定着ベース）を年間1万人から2万人に倍増する目標や県の基本方針で示す農業振興が持続的に発展していくために必要な年間300人以上の新規就農者の確保目標を踏まえ、本市においては年間25人程度の新規就農者の確保と併せて、農地保有適格法人等への新規就業者の確保に努める。

なお、新規就農者の確保・育成については、国・県等の各種支援制度の活用に加え、本市独自の支援制度（鹿屋市新規就農者就農支援事業等）を設けるなど重点的な取組を行っており、引き続き、これらの取組を推進する。

（3）地域の实情に即した集落営農等の育成の方向

集落営農の育成については、人・農地プランなど地域での話し合い活動等を通じて、また、国・県の事業を活用しながら、地域の实情に即した営農組織や集落営農の組織化を促進するとともに、既存の集落営農組織等については、より効率的かつ安定的な農業経営につながる法人化等を促進する。

また、企業等の農業参入相談については、その経営内容や参入しようとする地域の实情等を十分考慮のうえ支援等を検討する。

（4）関係機関・団体との連携

上記（1）～（3）に掲げる各種取組については、国や県、農業協同組合等の関係機関・団体との十分な連携・協力体制のもとで推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

1 営農類型ごとの経営規模・生産方式

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
酪農	〈作目と作付面積〉 経産牛 70頭 育成牛 20頭 子牛 10頭 〈経営面積〉 10.0ha	(主な資本装備) (その他) 畜舎、堆肥舎、 液肥化处理施設、 農機具格納庫 コンクリートサイロ、トラクター、 コーンハーベスター、 フォーレージハーベスター2条、 フォームリゴソ、モアコンディショナー、 ロールバレーター、ラップマシン、 パイプラインミルカー、 バルククーラー、タイヤショベル、 バキュームカー、ダンプトラック
肉用牛専門 (和牛肥育)	〈作目と作付面積〉 肥育牛 200頭 〈経営面積〉 3.0ha	(主な資本装備) (その他) 牛舎、堆肥舎、 農機具格納庫、トラクター2台、 ティスクモア、ロールバレーター、 ラップマシン、タイヤショベル、 マニアスプレッター、 ダンプトラック、大型カッター、 飼料攪拌機、 直下型扇風機
肉用牛専門 (交雑種肥育)	〈作目と作付面積〉 肥育牛 300頭 〈経営面積〉 5.0ha (借地面積4.0ha)	(主な資本装備) (その他) 牛舎、哺育育成舎、 堆肥舎、農機具格納庫、 トラクター、ティスクモア、 ロールバレーター、ラップマシン、 タイヤショベル、マニアスプレッター、 ダンプトラック、大型カッター、 直下型扇風機

<p>肉用牛専門 (乳用種肥育)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 肥育牛 300頭 〈経営面積〉 5.0ha (借地面積4.0ha)</p>	<p>(主な資本装備) 牛舎、哺育育成舎、 堆肥舎、農機具格納庫、 トラクター、ディスクモア、 ロールバレー、ラップマシン、 タイヤショベル、マニアスプレッター、 ダンプトラック、大型カッター、 直下型扇風機</p>	<p>(その他) ・肥育素牛 生後1週齢40kg～50kg ・肥育期間 21か月 ・仕上体重 去勢 820kg (DG 去勢 1.20kg) ・飼養方式 哺育育成期：追込牛舎(群飼育) 後期：仕上牛舎 直下型扇風機設置 敷料交換 月1回 ・糞尿処理 堆肥舎(堆積攪拌発酵処理)</p>
<p>肉用牛一貫 (和牛一貫)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 生産牛(繁殖) 50頭 肥育牛 70頭 〈経営面積〉 10.0ha (借地を含めて)</p>	<p>(主な資本装備) 牛舎、育成舎、堆肥舎、 農機具格納庫、バンカーサイロ、 トラクター2台、コンハーベスター、 ファームワゴン、ディスクモア、 ロールバレー、ラップマシン、 タイヤショベル、ダンプトラック、 マニアスプレッター、大型カッター、 直下型扇風機、 飼料攪拌機</p>	<p>(その他) ・生産牛1頭当たり生産率 90% ・肥育期間 19か月 ・仕上体重 去勢 780kg 雌670kg (DG 去勢0.83kg 雌0.69kg) ・飼養方式 和牛繁殖・和牛肥育に準ずる ・糞尿処理 堆肥舎(堆積攪拌発酵処理)</p>
<p>肉用牛 子牛生産 (和牛繁殖)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 生産牛(繁殖) 70頭 育成牛 7頭 〈経営面積〉 8.0ha (借地を含めて)</p>	<p>(主な資本装備) 牛舎、育成舎、堆肥舎、 農機具格納庫、バンカーサイロ、 トラクター2台、コンハーベスター、 ファームワゴン、ディスクモア、 ロールバレー、ラップマシン、 タイヤショベル、ダンプトラック、 マニアスプレッター</p>	<p>(その他) ・生産牛1頭当たり生産率 90% ・子牛生産方式 雌雄別飼 離乳 2～3か月 去勢2～3か月 上場 8～9か月 (DG 去勢1.0kg 雌0.95kg) ・更新率 10% ・自家育成率 100% ・スタンション式牛舎 ・TDN自給率 55.0% ・糞尿処理 堆肥舎(堆積攪拌発酵処理)</p>
<p>養豚一貫</p>	<p>〈作目と作付面積〉 種雌豚 100頭 種雄豚 8頭 育成豚 30頭 〈経営面積〉 1.0ha</p>	<p>(主な資本装備) 豚舎(分娩・育成・交配・ 妊娠・肥育)、堆肥舎、 尿浄化処理施設、格納庫、 トラクター、トラック、ダンプトラック、 タイヤショベル、動力噴霧器、 フォークリフト、マニアスプレッター、 縦型攪拌発酵装置</p>	<p>(その他) ・分娩回数 2.3回 ・出荷日数 190日 ・出荷体重 105～110kg ・枝肉重量 1頭当たり70kg ・種雌豚 外部導入 20% 自家育成 80% ・種雄豚 能力検定豚 外部導入 ・糞尿処理 固液分離方式 堆肥化処理施設 (攪拌発酵処理) 尿浄化処理施設(浄化放流)</p>

採卵専門	<p>〈作目と作付面積〉 採卵鶏 50,000羽 (経営面積) 1.7ha</p>	<p>(主な資本装備) 鶏舎(開放高床式) 貯卵庫、堆肥舎、ゲージ、 自動給餌機、飼料搬送機、 給水機、細霧装置、 パッカー、自動集卵機、 電動カーテン、動力噴霧器、 電気設備、換気扇、トラック、 軽トラック、ホイローダー</p>	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼育密度 成鶏時 3.3㎡当たり30羽 ・点灯方式 最高16時間とする ・ヒナ導入日齢 112日 ・更新 ヒナ導入後450日で強制換羽し 690日齢まで飼育 ・年間淘汰へい死率 8% ・年間平均産卵率 84% ・飼料要求率 2.05以内
ブロイラー 専門	<p>〈作目と作付面積〉 常時飼養羽数 50,000羽 回転 年間 4.67回転 (経営面積) 3.0ha</p>	<p>(主な資本装備) 鶏舎(カーテン付)、 ガス配管施設1式、 温水育すう機、 自動給餌・給水システム、 ガスボイラー、換気システム、 ダンプトラック、タイヤショベル、 動力噴霧器</p>	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷育成率 94.5% ・出荷日数 55~56日齢 ・出荷体重 雄2.8kg 雌2.4kg ・雌雄混合飼育密度(3.3㎡当たり) 通常期 40羽 夏期 35羽 ・糞尿処理 外部委託
軽種馬専門	<p>〈作目と作付面積〉 生産馬 2頭 育成馬 25頭 (経営面積) 5.0ha (借地面積3.0ha)</p>	<p>(主な資本装備) 厩舎、堆肥舎、 農機具格納庫、トラクター、 ディスクモア、テッドレキ、 ハーベスター、タイヤショベル、 マニアスプレッター、ダンプトラック</p>	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種 サラブレッド ・調教場完備 調教師配置 ・糞尿処理 堆肥舎(堆積攪拌発酵処理)
肉用牛+野菜 複合型 1	<p>〈作目と作付面積〉 生産牛 20頭 育成牛 3頭 早期水稲 2.0ha でん粉用さつまいも 5.0ha (経営面積) 8.0ha (借地面積3.0ha)</p>	<p>(主な資本装備) 牛舎、育成舎、堆肥舎、 農機具格納庫、トラクター、 ディスクモア、ラップマシン、 ロールバレー、タイヤショベル、 マニアスプレッター、ダンプトラック、 動力噴霧器、コンバイン、 田植機、穀物乾燥機、 つる切り機</p>	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生産牛」に準ずる TDN自給率 60.0% ・早期水稲・でん粉用さつまいも と飼料作物との輪作体系の確立 ・自家良質堆肥施用による土づくり ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)
肉用牛+野菜 複合型 2	<p>〈作目と作付面積〉 生産牛 15頭 育成牛 3頭 加工用さつまいも 1.3ha 焼酎用さつまいも 1.3ha ごぼう(新ごぼう) 0.3ha 普通期水稲 0.5ha (経営面積) 4.0ha (借地面積2.5ha)</p>	<p>(主な資本装備) トラック、トラクター、ロールバレー、 ホイローダー、簡易牛舎、 直下型扇風機、堆肥舎、 マルチャー</p>	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産率は95%を確保 ・生産牛の更新は自家育成 (更新率 20%) ・子牛の哺乳は手作業による 人工哺乳 ・せり市出荷 8か月齢 ・水稲部門は、全面作業委託 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)

肉用牛+野菜 複合型 3	<p>〈作目と作付面積〉</p> <p>生産牛 10頭 育成牛 3頭 加工用さつまいも 1.4ha ごぼう（春まき） 0.3ha ごぼう（秋まき） 0.3ha 普通期水稻 0.5ha ばれいしょ（加工） 1.3ha</p> <p>〈経営面積〉 4.0ha 〈借地面積〉2.5ha</p>	<p>（主な資本装備）</p> <p>トラック、トラクター、ロールバー、 ホイローダ、簡易牛舎、 直下型扇風機、堆肥舎、 マルチャー、収穫機</p>	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深耕と掘り取り作業運搬は委託 ・品種、作型の組み合わせによる周年供給 ・生産率は95%以上を確保 ・生産牛の更新は自家育成（更新率20%） ・子牛の哺乳は手作業による人工哺乳 ・定期的なバイオ苗導入による品質向上（さつまいも） ・せり市出荷 8～9か月齢 ・水稻部門は、全面作業委託
野菜専作 1 （施設）	<p>〈作目と作付面積〉</p> <p>ピーマン（促成） 0.3ha</p> <p>〈経営面積〉 0.3ha</p>	<p>（主な資本装備）</p> <p>ビニールハウス0.3ha、 暖房機 （ボイラー+ヒートポンプ）、 かん水施設、動力噴霧器、 トラクター、軽トラック、育苗施設、</p>	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温度・施肥管理による品質単収の向上 ・保温対策の徹底等による燃油使用料削減
野菜専作 2 （施設）	<p>〈作目と作付面積〉</p> <p>きゅうり（促成長期） 0.3ha</p> <p>〈経営面積〉 0.3ha</p>	<p>（主な資本装備）</p> <p>ビニールハウス0.3ha、 暖房機 （ボイラー+ヒートポンプ）、 かん水施設、動力噴霧器、 軽トラック、育苗施設</p>	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な肥培管理による品質単収の向上 ・保温対策の徹底等による燃油使用料削減
野菜専作 3 （施設）	<p>〈作目と作付面積〉</p> <p>なす 0.3ha</p> <p>〈経営面積〉 0.3ha</p>	<p>（主な資本装備）</p> <p>ビニールハウス0.3ha、 暖房機 （ボイラー+ヒートポンプ）、 かん水施設、動力噴霧器、 軽トラック、育苗施設</p>	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な肥培管理による品質単収の向上 ・保温対策の徹底等による燃油使用料削減
野菜専作 4 （施設）	<p>〈作目と作付面積〉</p> <p>いちご 0.3ha</p> <p>〈経営面積〉 0.3ha</p>	<p>（主な資本装備）</p> <p>トラクター、軽トラック、 ビニールハウス、 暖房機、かん水施設、 動力噴霧器、育苗施設</p>	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な肥培管理による品質単収の向上 ・保温対策の徹底等による燃油使用料削減
野菜専作 5 （露地）	<p>〈作目と作付面積〉</p> <p>業務用 葉ねぎ 1.5ha 中ねぎ 1.5ha</p> <p>〈経営面積〉 3.0ha</p>	<p>〈主な資本整備〉</p> <p>トラクター、トラック、 動力噴霧器、播種機、 移植機、皮剥ぎ機、 育苗ハウス、予冷庫</p>	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な肥培管理による品質と単収向上
野菜専作 6 （露地）	<p>〈作目と作付面積〉</p> <p>促成かぼちゃ 2.0ha 抑制かぼちゃ 2.0ha</p> <p>〈経営面積〉 4.0ha</p>	<p>（主な資本装備）</p> <p>トラクター、小型トンネル、 動力噴霧機</p>	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な肥培管理による品質と単収向上

<p>野菜複合 1 (施設)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 きゅうり (抑制) 0.3ha きゅうり (半促成) 0.2ha にがうり (半促成) 0.1ha 〈経営面積〉 0.3ha</p>	<p>(主な資本装備) ビニールハウス0.3ha、 暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 かん水施設、動力噴霧器、 トラクター、軽トラック</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質と 単収向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減</p>
<p>野菜複合 2 (露地)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 根深ねぎ (春まき) 0.5ha 根深ねぎ (夏まき) 1.0ha でん粉用さつまいも 1.0ha 加工用さつまいも 1.0ha 〈経営面積〉 3.5ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、トラック、動力噴霧器、 土壌消毒機、管理機、 ねぎ皮剥ぎ機、結束機、 マルチャー、つる切り機、 堀取機、育苗ハウス</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質と 単収向上 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上 (さつまいも)</p>
<p>野菜複合 3 (露地)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 キャベツ 1.0ha ばれいしょ (加工) 1.0ha でん粉用さつまいも 2.5ha 加工用さつまいも 2.5ha 〈経営面積〉 7.0ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、動力噴霧器、 トラック、野菜移植機、 管理機、マルチャー、 つる切り機、堀取機</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質と 単収向上 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上 (さつまいも)</p>
<p>野菜複合 4 (露地)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 青果用さつまいも 1.0ha 青果用だいこん 1.0ha ブロッコリー 0.5ha 〈経営面積〉 2.5ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、動力噴霧器、 消毒機、管理機、マルチャー、 つる切り機、堀取機</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質と 単収向上 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上 (さつまいも)</p>
<p>野菜複合 5</p>	<p>〈作目と作付面積〉 新ごぼう 0.5ha 夏ごぼう 0.5ha 加工用さつまいも 2.0ha でん粉用さつまいも 2.0ha 加工にんじん 1.0ha 〈経営面積〉 6.0ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、トラック、 動力噴霧器、管理機、 マルチャー、つる切り機、 いも類収穫機 (ハーベスタ)、 人参収穫機</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質と 単収向上 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上 (さつまいも) (ごぼう播種及び収穫は委託)</p>

花き専作 1 (施設)	〈作目と作付面積〉 秋ギク電照 12月出し (11~1月) 0.3ha 3月出し (2~4月) 0.3ha 夏秋ギク電照8月出し (7~9月) 0.3ha 〈経営面積〉 0.4ha	(主な資本装備) ビニールハウス0.4ha、暖房機、 電照施設、かん水施設、 動力噴霧器、トラクター、 トラック、選花機、保冷库	(その他) ・周年栽培体系の確立 (2.25回転/年) ・優良品種の導入 ・温度・施肥管理による秀品率と 採花本数の向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減
花き専作 2 (施設)	〈作目と作付面積〉 スプレーギク電照 12月出し (11~1月) 0.3ha 3月出し (2~4月) 0.3ha 8月出し (7~9月) 0.3ha 〈経営面積〉 0.3ha	(主な資本装備) ビニールハウス、暖房機、 電照施設、かん水施設、 動力噴霧器、トラクター、 トラック、選花機、保冷库、 ヒートポンプ	(その他) ・周年栽培体系の確立 (3回転/年) ・優良品種の導入 ・温度・施肥管理による秀品率と 採花本数の向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減
花き専作 3 (施設)	〈作目と作付面積〉 テッポウユリ 5~6月出し 0.3ha 2~3月出し 0.1ha スカシユリ・テッポウユリ 11~12月出し 0.2ha 〈経営面積〉 0.3ha	(主な資本装備) ビニールハウス、暖房機、 かん水施設、動力噴霧機、 トラクター、トラック、保冷库	(その他) ・球根養成技術の確立による 種苗コストの低減 ・土づくり、病害虫防除体制の 確立による採花率の向上
茶専作	〈作目と作付面積〉 茶(生茶) 6.0ha	(主な資本装備) 荒茶加工場120K 1ライン、 摘採機、防除機、 中刈機兼深耕機、 施肥機、裾刈り機、 トラック、軽トラック	(その他) ・防霜施設の整備 ・優良品種への改植(さえみどり)
茶複合	〈作目と作付面積〉 茶(生茶) 4.0ha 加工用さつまいも 3.0ha	(主な資本装備) トラック、軽トラック、防除機、 摘採機、深耕管理機、 裾刈り機	(その他) ・防霜施設の整備 ・優良品種への改植(さえみどり) ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)
果樹複合	〈作目と作付面積〉 ハウスビワ(加温) 0.3ha 極早生温州(露地) 0.2ha 不知火(無加温) 0.2ha 不知火 0.3ha 加工用さつまいも 3.5ha	(主な資本装備) トラック、かん水施設、 ビニールハウス、加温機、 防除器、トラクター、 動力噴霧器、管理機、 つる切り機、 いも収穫期(ハーベスタ)	(その他) ・病害虫防除の徹底 ・適正な肥培管理による品質と 単収向上 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)
花木	〈作目と作付面積〉 花木類 3.0ha でん粉用さつまいも 5.0ha 〈経営面積〉 8.0ha	(主な資本装備) トラクター、動力噴霧器、 エック付トラック、バックホウ、 ミキサー、つる切り機、 掘取機	(その他) ・中低木を主体とした生産と嗜好 に応じた花木生産による出荷率 の向上 ・良質堆肥施用による土づくり ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)

芝	〈作目と作付面積〉 芝 10.0ha 焼酎用さつまいも 5.0ha 〈経営面積〉 15.0ha	(主な資本装備) トラクター、芝管理作業機、 堆肥散布機、マルチャー、 動力噴霧機、トラック、 つる切り機、 ポテトハーベスター	(その他) ・良質堆肥施用による土づくり ・芝と焼酎用さつまいもの輪作 体系の確立 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)
水稲専作	〈作目と作付面積〉 水稲 10.0ha WCS 4.0ha 作業受託 5.0ha 〈経営面積〉 田 19.0ha	(主な資本装備) トラクター、田植え機、 コンバイン、乾燥機、 籾摺り機、農機具用倉庫	(その他) ・農地集団化 ・良質生産を図る
水稲複合	〈作目と作付面積〉 早期水稲 10.0ha (うち作業受託 2.0ha) でん粉用さつまいも 3.0ha 〈経営面積〉 13.0ha	(主な資本装備) トラクター、コンバイン、田植機、 穀物乾燥機、トラック、 動力噴霧器、マルチャー、 つる切り機、堀取機	(その他) ・良質堆肥施用による土づくり ・大型農業機械導入による作業 受託 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)
さつまいも 専作	でん粉用さつまいも 2.0ha 焼酎用さつまいも 5.0ha 〈経営面積〉 7.0ha	(主な資本装備) トラクター、動力噴霧器、 トラック、軽トラック、管理機、 マルチャー、つる切り機、 堀取機、いも類収穫機	(その他) ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上 ・病害虫防除の徹底 ・適正な肥培管理による品質と反 収向上

(注) 1 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産	方式
酪農 主従事者3名	〈作目と作付面積〉 経産牛 100頭 育成牛 25頭 〈作付面積〉 飼料作物 14.0ha	(主な資本装備) トラクター、トラック、ハーベスタ、 ロールバレー、ヘイテッタ、 バキュームカー、ディスクモア、 マニユアスプレッタ、バルククーラー、 ミルキングパーラ、サイロ	(その他) ・フリーストール牛舎 ・コンプリートフィード体系 ・糞尿処理施設整備 ・育成牛は市営鳴之尾牧場も活用 ・防暑対策の実施
肉用牛専門 (和牛肥育) 主従事者3名	〈作目と作付面積〉 肥育牛 500頭 (経営面積) 10.0ha (借地面積) 7.0ha	(主な資本装備) 牛舎、堆肥舎、 農機具格納庫、トラクター、 ディスクモア、ロールバレー、 ラップマシン、タイヤショベル、 マニユアスプレッタ、 タンクトラック、大型カッター 飼料攪拌機、 直下型扇風機	(その他) ・肥育素牛 8～9か月齢 体重 250～300kg ・肥育期間 20ヵ月 ・仕上体重 去勢750kg 雌650kg (DG 去勢0.75kg 雌0.65kg) ・飼育方式 前期：去勢 追込牛舎(群飼育) 雌(繋ぎ方式) 後期：仕上牛舎 直下型扇風機設置 敷料交換 月1回 ・糞尿処理 堆肥舎(堆肥攪拌発酵処理)

<p>養豚一貫 主従事者 5 名</p>	<p>〈作目と作付面積〉 種雌豚 500頭 種雄豚 20頭 育成豚 150頭 (経営面積) 5.0ha</p>	<p>(主な資本装備) 豚舎(分娩・育成・交配・妊娠・肥育)、堆肥舎、尿浄化処理施設、格納庫、トラクター、トラック、ダンプトラック、タイヤショベル、動力噴霧器、フォークリフト、マニュアルレック、縦型攪拌発酵装置</p>	<p>(その他) ・分娩回数 2.3回 ・出荷日数 190日 ・出荷体重 105～110kg ・枝肉重量 1頭当たり70kg ・種雌豚 外部導入 20% 自家育成 80% ・種雄豚 能力検定豚、外部導入 ・糞尿処理 固液分離方式 堆肥化処理施設(攪拌発酵処理) 尿浄化処理施設(浄化放流)</p>
<p>水稻専作 (集落営農経営) 主従事者 5 名</p>	<p>〈作目と作付面積〉 早期水稻 30.0ha (うち作業受託 20.0a) (経営面積) 30.0ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、コンバイン、トラック、田植機、穀物乾燥機</p>	<p>(その他) ・担い手農家を主体とした集落営農組合及び作業受託組合の設立(将来は農事組合法人へ移行) ・大型農業機械導入による作業受託 ・経理一元化(パソコン利用)による作業管理及び清算事務</p>

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るものである。(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。)

2 農業経営の合理化を図るため経営管理及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するため経営管理及び農業従事の態様は次のとおりである。

(1) 経営管理の方法

- ア 複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。
- イ 簿記等の記帳により、青色申告を実施する。
- ウ 農業経営の体質強化を図るため、自己資本の充実を図る。
- エ 農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。
- オ 農業経営の大規模化に伴い、ハローワーク等を活用した年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結等により給与・賃金による給料制や休日制を導入する。

(2) 農業従事の態様等

- ア 省力化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。
- イ 労働計画に従った時間運営によって労働時間の短縮を図り、定期的な農休日を設定する。
- ウ 家族労働力のみでは、労力が不足する時期には雇用労力を確保し、過剰労働を防止する。
- エ 畜産経営については、ヘルパー制度の活用による定期的な休日・休暇を確保する。
- オ 作業場等に休憩室や管理室等の整備を進めるほか、雇用者の社会保険への加入等福利厚生充実を図る。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、現に本市及び近隣市町で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個人経営体]

営農類系	経営規模	生産	方式
酪農専門	〈作目と作付面積〉 常時経産牛 40頭 育成牛 20頭 〈経営面積〉 飼料畑 8.0ha 施設面積 1,719㎡	(主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、尿処理槽、 農機具庫、飼料倉庫、 サロ、トラクター、 飼料作物用機械一式、 自動搾乳ユニット搬送装置	(その他) ・つなぎ飼い方式 ・トウモロコシ2期作とトウモロコシ+イタリアンライ ングラスを組み合わせた栽培体系 ・TMR給与体系 ・固液分離処理し、固体は堆肥化 ・飼料作物用機械装備は共同利用 ・平均分娩間隔13ヶ月 ・経産牛1頭あたり乳量8,600kg
肉用牛 子牛生産 (和牛繁殖)	〈作目と作付面積〉 成牛 40頭 育成牛 7頭 〈経営面積〉 飼料畑 6.4ha 施設面積 985㎡	(主な資本装備) パトック型牛舎、 分娩・子牛育成牛舎、 堆肥舎、連動スキャン 送風機、トラクター、 ロールバレー	(その他) ・生産牛の更新は自家育成 (更新率17%) ・生産率は95%以上を確保 ・ほ乳は人口ほ哺育 ・飼料作機械は共同利用 ・地域未利用資源の積極的活用 ・衛生管理、個体管理の徹底 ・セリ市出荷 概ね9ヶ月齢
肉用牛 (和牛肥育)	〈作目と作付面積〉 肥育牛 180頭 〈経営面積〉 飼料畑 6.4ha 施設面積 985㎡	(主な資本装備) 畜舎、堆肥舎、敷料庫、 トラック、スキッドステアローダー、 直下型扇風機	(その他) ・肥育期間19ヶ月 ・出荷体重780kg以上(去勢) ・追込牛舎で群飼、1頭あたり 床面積は約6㎡で1群4頭程度 ・衛生管理、個体管理の徹底
肉用牛一貫 (和牛一貫)	〈作目と作付面積〉 生産牛 (成雌牛) 30頭 (育成牛) 5頭 肥育牛 37頭 〈経営面積〉 飼料畑 4.8ha 施設面積 1,344㎡	(主な資本装備) 肥育牛舎、繁殖牛舎、 分娩子牛育成舎、 堆肥舎、トラクター、 ロールバレー、ホイローダー、 直下型扇風機	(その他) ・生産牛の更新は、自家育成 (更新17%) ・肥育期間19ヶ月 ・出荷体重： 去勢780kg、雌700kg以上 ・手作業による人口哺育 ・衛生管理の徹底 ・飼料用稲、イタリアンライングラス等の 活用による粗飼料自給率の向上
養豚一貫	〈作目と作付面積〉 種雌豚 50頭 種雄豚 4頭 雌育成豚 16頭 子豚・肉豚 550頭 〈経営面積〉 施設面積 1,240㎡	(主な資本装備) 種豚、分娩、肥育舎、 自動給餌機、 給水装置共同 尿処理施設、堆肥舎、 バキュームカー、 スキッドステアローダー	(その他) ・年間平均分娩 2.35回 ・交配は自然交配 及び人工授精併用 ・種雌豚外部導入割合 20% ・年間種雌豚1頭あたり 肉豚仕上げ 22頭 ・肉豚出荷 185日齢

ブロイラー 専門	〈作目と作付面積〉 1 回入雛 30,000羽 羽年間回転数 4.9回転 年間147,000羽乳雛 〈経営面積〉 施設面積 2,002㎡	(主な資本装備) 鶏舎、管理舎兼倉庫、 排水処理槽、 自動給餌機、 自動給水装置、 換気システム、 加湿器、細霧装置等	(その他) ・雌雄混合飼育 ・出荷日数 50日齢 ・出荷体重 2.8kg ・出荷育成率 96% ・飼育密度 50羽/3.3㎡ ・ホールインオールアウト ・鶏ふん処理の外部委託
採卵専門	〈作目と作付面積〉 採卵卵 40,000羽 〈経営面積〉 施設面積 2,892㎡	(主な資本装備) 開放高床式鶏舎、 貯卵庫、堆肥舎、ケージ、 自動給餌装置、 給水装置、自動集卵機、 パッカー、ホイローダー等	(その他) ・ケージ飼育 (ケージ 2羽飼い、4段) ・ヒゲ導入日齢120日齢 ・450日齢で強制換羽し690日まで 飼育(19ヶ月飼育) ・飼育密度30羽/3.3㎡ ・堆肥舎で攪拌機醗酵処理
野菜専作 1 (施設)	〈作目と作付面積〉 ピーマン(促成) 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	(主な資本装備) ビニールハウス0.2ha、暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 かん水施設、 動力噴霧器、管理機、 軽トラック、育苗施設	(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減
野菜専作 2 (施設)	〈作目と作付面積〉 きゅうり (促成成長期) 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	(主な資本整備) ビニールハウス0.2ha、暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 かん水施設、 動力噴霧器、管理機、 軽トラック	(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減
野菜専作 3 (施設)	〈作目と作付面積〉 なす 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	(主な資本装備) ビニールハウス0.2ha、暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 かん水施設、 動力噴霧器、管理機、 軽トラック	(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減
野菜専作 4 (施設)	〈作目と作付面積〉 いちご 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	(主な資本装備) ビニールハウス0.2ha、暖房機、 かん水施設、 動力噴霧器、育苗施設、 軽トラック	(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減
野菜専作 5 (露地)	〈作目と作付面積〉 促成かぼちゃ 0.5ha 抑制かぼちゃ 0.5ha 〈経営面積〉 1.0ha	(主な資本装備) トラクター、軽トラック、 動力噴霧器、管理機	(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上
野菜専作 6 (露地)	〈作目と作付面積〉 業務用 葉ねぎ 0.5ha 中ねぎ 0.5ha 〈経営面積〉 1.0ha	(主な資本装備) トラクター、軽トラック、 動力噴霧器、播種機、 移植機、皮剥ぎ機、 育苗ハウス、予冷库	(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上

<p>野菜複合 1 (施設)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 きゅうり(抑制) 0.2ha きゅうり(半促成) 0.1ha にがうり(半促成) 0.1ha 〈経営面積〉 0.4ha</p>	<p>(主な資本装備) ビニールハウス0.2ha、暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 かん水施設、 動力噴霧器、軽トラック</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減</p>
<p>野菜複合 2 (露地)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 根深ねぎ(春まき) 0.2ha 根深ねぎ(夏まき) 0.5ha 〈経営面積〉 0.7ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、軽トラック、 動力噴霧器、管理機、 ねぎ皮剥ぎ機、マルチャー、 つる切り機、育苗ハウス</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上</p>
<p>野菜複合 3 (露地)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 キャベツ 0.5ha ばれいしょ(加工) 0.5ha 加工用さつまいも 1.0ha でん粉用さつまいも 1.0ha 〈経営面積〉 3.0ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、動力噴霧器、 軽トラック、移植機、管理機、 マルチャー、つる切り機、 いも類収穫機、育苗ハウス</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも) (ばれいしょの植付、収穫は委託) ※キャベツをブロッコリーにすると0.4ha</p>
<p>野菜複合 4 (露地)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 青果用さつまいも 0.5ha 青果用だいこん 0.5ha ブロッコリー 0.5ha 〈経営面積〉 1.5ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、軽トラック、 動力噴霧器、管理機、 マルチャー、つる切り機、 いも類収穫機、 大根洗浄機</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)</p>
<p>野菜複合 5 (露地)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 新ごぼう 0.3ha 夏ごぼう 0.2ha 青果用さつまいも 0.5ha 〈経営面積〉 1.0ha</p>	<p>(主な資本装備) トラクター、軽トラック、 動力噴霧器、管理機、 マルチャー、つる切り機、 いも類収穫機</p>	<p>(その他) ・適正な肥培管理による品質の 向上と単収向上 (ごぼう播種機及び収穫は委託) ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)</p>
<p>花き専作 1 (施設)</p>	<p>〈作目と作付面積〉 秋ギク電照 12月出し(11~1月) 0.2ha 3月出し(2~4月) 0.1ha 夏秋ギク電照 8月出し(7~9月) 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha</p>	<p>(主な資本装備) ビニールハウス0.2ha、暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 電照施設、かん水施設、 動力噴霧器、軽トラック、 選花機、保冷庫</p>	<p>(その他) ・周年栽培体系の確立 (2.5回転/年) ・優良品種の導入 ・温度、施設管理による秀品率と 採花本数の向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減</p>

花き専作 2 (施設)	〈作目と作付面積〉 スプレーギク電照 12月出し(11～1月) 0.2ha 3月出し(2～4月) 0.2ha 8月出し(7～9月) 0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	(主な資本装備) ビニールハウス0.2ha、暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 電照施設、かん水施設、 動力噴霧器、軽トラック、 選花機、保冷库	(その他) ・周年栽培体系の確立 (3回転/年) ・優良品種の導入 ・温度、施設管理による秀品率と 採花本数の向上 ・保温対策の徹底等による燃油 使用料削減
花き専作 3 (施設)	〈作目と作付面積〉 テッポウユリ 5～6月出し 0.2ha 2～3月出し 0.1ha スカシユリ 11～12月出し 0.1ha 〈経営面積〉 0.3ha	(主な資本装備) ビニールハウス、暖房機 (ボイラー+ヒートポンプ)、 かん水施設、 動力噴霧器、軽トラック、 保冷库	(その他) ・球根養成技術の確立による 種苗コストの低減 ・土づくり、病害虫防除体制の 確立による採花率の向上
茶専作 1	〈作目と作付面積〉 茶(生葉) 3.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	(主な資本装備) トラック、軽トラック、防除機、 摘採機、深耕管理機、 裾刈り機	(その他) ・防霜施設の整備
果樹複合	〈作目と作付面積〉 ハウスベリー(加温) 0.2ha 不知火(無加温) 0.1ha 不知火 0.1ha 加工用さつまいも 1.0ha	(主な資本装備) 軽トラック、かん水施設、 ビニールハウス、加湿器、 防除機、トラクター、 動力噴霧器、管理機、 マルチャー、つる切り機、 いも類収穫機(ハーベスタ)	(その他) ・病害虫防除の徹底 ・適正な肥培管理による品質と 単収向上
水稻専作	〈作目と作付面積〉 水稻 6.0ha 作業受 2.0ha 〈経営面積〉 田 8.0ha	(主な資本装備) トラクター、トラック、軽トラック、 田植え機、コンバイン、 乾燥機、籾摺り機、 農機具用倉庫	(その他) ・農地集団化 ・良質生産を図る
水稻複合	〈作目と作付面積〉 水稻 6.0ha (うち作業受託 1.0ha) 加工用さつまいも 1.0ha 〈経営面積〉 7.0ha	(主な資本装備) トラクター、コンバイン、田植機、 穀物乾燥機、軽トラック、 動力噴霧器、マルチャー、 つる切り機、 いも類収穫機	(その他) ・良質堆肥施用による土づくり ・大型農業機械導入による作業受 託 ・定期的なバイオ苗導入による 品質向上(さつまいも)

(注1) 個人経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助労働者1～2人として示している。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が、地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標を次のとおりとするとともに、農地中間管理事業等の推進を図り、面的にまとまった形での利用集積及び面的集積の割合が高まるよう努める。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
50% (平成32年度)	
90% (平成37年度)	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体及び特定農業団体等の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業等による借り入れ農地のほか自己保有農地、農作業受託面積の合計面積である。

(注) 2 上記数値の目標年次は県基本方針と同じ平成32年度と平成37年度とする。

(注) 3 おおむね10年後の平成37年度の目標90%については、平成32年度の目標を前倒しして実現し、これに上積みする形で取り組むこととする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、鹿屋市担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関・団体の緊密な連携のもと、農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況や地域の地理・自然的条件、営農類型の特性を十分に踏まえながら、農地の保有及び利用集積の取組を促進する。

その際、本市は、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、鹿屋市担い手育成総合支援協議会や農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体等が連携して取り組むこととする。

そして、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとし、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動等において十分な調整を行うこととする。

なお、本市の将来の農用地利用実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

[農用地利用実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要
国営土地改良事業 (かんがい排水事業)	肝属中部地区	H09 ～H30	畑地かんがい 1,015ha(全体1,537ha) ダム、パイプライン ファームポンドなど
農地整備事業 (経営体育成型)	飯隈地区	H14 ～H22	区画整理 A=44.3ha
	岡崎2期地区	H19 ～H26	区画整理 A=79.7ha
農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)	第二曾於南部	H11 ～H31	畑かん施設 A=266.0ha
	第五曾於南部	H13 ～H30	畑かん施設 A=45.0ha
農地整備事業 (畑地帯担い手支援型)	第一吾平東部	H28 ～H35	区画整理・畑かん施設 A=62.0ha
	吾平北部	H31 ～H37	区画整理・畑かん施設 A=77.0ha
	吾平南西部	H24 ～H29	畑かん施設 A=87.3ha
	吾平南西部 2期	H25 ～H30	畑かん施設 A=99.3ha
	第二吾平東部	H32 ～H37	畑かん施設 A=128.2ha
	第一鹿屋	H29 ～H37	区画整理・畑かん施設 A=134.0ha
	第二鹿屋	H20 ～H29	畑かん施設 A=151.6ha
	第三鹿屋	H26 ～H31	畑かん施設 A=141.8ha
	第四鹿屋	H30 ～H37	畑かん施設 A=166.7ha
中山間地域総合整備事業	浦谷	H26 ～H31	区画整理 A=47.4ha
	吾平地区	H19 ～H24	区画整理 A=20.5ha
農用地利用集積促進事業	本市全域	H17 ～H29	農用地の集積を行う認定農業者とその所有者に交付(金額は10a単価) <input type="checkbox"/> 所有者 3年～6年未満 新規:3,000円 更新:1,500円 6年以上 新規:6,000円 更新:3,000円 <input type="checkbox"/> 認定農業者 3年～6年未満 新規:2,000円 更新:1,000円 6年以上 新規:4,000円 更新:2,000円

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は鹿児島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）が行う特例事業
- ③ 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。

ア ほ場区画の大型化による高能率的な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体制度の啓発に努め、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

- (エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができること認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が貸借権又は使用貸借の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受け

た後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払い(持分の付与を含む。以下同じ)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定を受ける者(地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を行う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要。)
- ② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 鹿屋市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地

利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本市の全部又は一部をその事業の実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営に委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事

項を定める。

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることと足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本市は、農地所有適格法人以外の法人等からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを鹿屋市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

鹿屋市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 鹿屋市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定にかかる部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときには、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 鹿屋市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業等の活用を図るものとする。鹿屋市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は公益財団法人鹿児島県地域振興公社(以下「地域振興公社」という。)に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。しかしながら、例えば、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、遊休農地等のうち要活用農地に該当しないものがある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用

地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、大隅地域振興局、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、鹿屋市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置の連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地利用集積円滑化団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保

有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から3までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、肝属中部地区や曾於南部地区の国営土地改良事業や県営畑地帯総合整備事業実施により、水を有効に使った高収益作物への転換を図り、担い手に農地を集積することによりより一層の農地の有効利用に努める。

イ 本市は、堂箆川地区、飯隈地区、岡崎地区及び鶴峰下地区のほ場整備事業により水田の大区画を進め、効率的かつ安定的な農業経営確立のための条件整備を進める。

ウ 本市は、各種事業の導入により農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するように努める。

エ 本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作や転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、大隅地域振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、鹿屋市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

6 新たに農業を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の4の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

ア 受入環境の整備

県農業・農村振興協会や大隅地域振興局、農業協同組合等と連携しながら、就農相談会を定期的開催し、就農希望者への情報提供を適宜行っていく。

イ 中長期的な取組

学生などの若者が農業に関心を持ち、農業が将来の選択肢の一つとなるよう教育機関等と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって大隅地域振興局、農業委員会、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップ状況等を共有しながら、巡回指導等を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う仕組みを確立する。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために本市が独自に開催する新規就農施策である「営農の門出を励ます会」への参加を促すとともに、鹿屋市認定農業者連絡協議会との交流と親睦を深める機会を設ける。

ウ 経営力の向上に向けた支援

大隅地域振興局主催の簿記研修会や各種研修等への参加を促し、農業スキルの向上に向けた支援を実施していく。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成の誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については本市、技術や経営ノウハウについての習得については県立農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては大隅地域振興局、農業協同組合、指導農業士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想される。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を的確に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取組が期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通していること、③農地の出し手や受け手との確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準

① 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた本市全域を対象として行うことを基本とする。

② 本市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集約が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、本市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、本市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は 農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
- ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項
- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、鹿児島県農業会議、鹿屋市農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地中間管理機構が行う事業、農地利用集積円滑化団体が行う農地利用集積円滑化事業は、農業経営の規模拡大の助長という観点から個人間の農用地の権利移動に介入し、これを補完・調整する機能を有するものであることから、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構との密接な連携の下に、利用権設定等促進事業の中でこれらの事業を積極的に活用するものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。又は当該事業により貸付等を行うことができる相手方（第5の1の(1)の④については、貸付（賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）又は農作業の委託に限る。）は、地域の認定農業者等を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転売又は転貸を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等の相手方とすることができる。

(4) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 農地所有者代理事業を実施する場合には、「農地法等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正について」（平成21年12月11日付け21経営第4531号経営局長通知）第1の2の(6)のアの(ウ)に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付け等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。
- ③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。
 - ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。
 - イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。
 - ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はでき

る限り長期とすることが望ましい。

- ④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。
- ⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの対価の設定等の基準

- ① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(6) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、大隅地域振興局、農地中間管理機構等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努めるものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は平成28年12月28日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。